

高砂市介護予防・地域交流通いの場事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の要支援者等が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、高砂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1号イ（ウ）に規定する介護予防通所型Bサービスの事業を実施する団体等に対し、補助金を交付することに関し、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 事業対象者とは、以下に掲げるいずれかの者であって、高砂市地域包括支援センターのケアマネジメントにより住民主体の通所型サービス（以下「通所型サービス」という。）の利用の必要性を認められた者をいう。

(1) 高砂市内に住所を有する法第7条第4項に定める要支援者

(2) 高砂市内に住所を有する65歳以上の者であって、施行規則第140条の62の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者

3 継続利用要介護者とは、施行規則第140条の62の4第3号に規定する要介護認定によるサービスを受ける前から継続的に通所型サービスを利用する居宅要介護被保険者をいう。

4 通所型サービスとは、事業対象者及び継続利用要介護者に対し、その居住地域の通いの場において、地域住民が主体となり、介護予防の体操、レクリエーション等の機会の提供、介護予防講和その他の教養講座、利用者同士の交流会の開催等による日中の居場所づくりを行うものとする。

(事業の名称)

第3条 本事業の名称は、「介護予防・地域交流通いの場事業」（以下「事業」という。）という。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体等は、事業を適正に遂行できる能力を有していると高砂市長（以下「市長」という。）が認める団体等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 65歳以上の者を含む地域住民を主体に構成された任意団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有すること。
- (3) 自主的かつ安全に事業を運営することができるものと認められるものであること。
- (4) 事業を実施するために必要な広さを有する場所を市内に確保できること。
- (5) 営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (7) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (8) 市税を完納していること。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、地域の事業対象者及び継続利用要介護者に対し通所型サービスを提供する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 高砂市内において通所型サービスを実施するものであること。
平均利用者数には、第9条に掲げる実施期間を通じて5人以上の事業対象者及び継続利用要介護者が含まれていること。平均利用者数が5人を下回る場合は、人数按分により補助対象額を決定するものであること。
- (2) サービスの提供時間は、1回当たり90分以上であること。
- (3) 毎週2回以上同一の曜日に開催するなど、定期的に事業を実施するものであること。ただし、災害等やむを得ない事由により実施が困難な場合は、この限りでない。
- (4) 施行規則第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。
- (5) 事業の実施に必要な設備及び備品を有して行われるものであること。
- (6) 代表者を定めるほか、事業の実施に関し必要な従事者を配置して行われるものであること。
- (7) 地域交流を図るため、各種団体・グループと連携を図るものであること。

(開設補助対象経費)

第6条 事業の開設に係る補助金(以下「開設補助金」という。)の交付の対象となる経費(以下「開設補助対象経費」という。)は、次表のとおりとする。

施設整備費	修繕費、冷暖房工事費等
需用費	消耗品費、資料印刷費等
役務費	保険料等
備品購入費	机、椅子、事務用品、介護予防に資する機材等の購入に係る費用等

(開設補助金の補助率及び限度額)

第7条 開設補助金の補助率は、開設補助対象経費の10分の10以内とし、その額は、30万円を上限とする。

(運営補助対象経費)

第8条 事業の運営に係る補助金(以下「運営補助金」という。)の交付の対象となる経費(以下「運営補助対象経費」という。)は、次表のとおりとする。

報償費	外部講師謝礼等
需用費	消耗品費、資料印刷費、光熱水費等
役務費	保険料、通信費等
使用料及び賃借料	会場借上料、機材借上料等 ただし民間家屋を借り上げる場合は、その家屋の固定資産税相当額を限度とする
その他	ボランティアに係る実費等市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、運営補助対象経費としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有することとなる物品の購入に要する経費
- (2) 会合の飲食費
- (3) 団体の構成員に係る人件費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(運営補助金の補助率及び限度額)

第9条 運営補助金の補助率は、運営補助対象経費の10分の10以内とし、その額は、次表の実施期間及び平均利用者数の欄に掲げる区分に応じ、同表の限度額の欄に定める額を上限とする。

実施期間	平均利用者数	限度額
2月を超え3月以下	5人以上	7万5,000円
3月を超え6月以下		15万円
6月を超え9月以下		22万5,000円
9月を超え1年以下		30万円

備考

- 1 この表において「実施期間」とは運営補助金の交付申請を行う年度における4月から3月までの通所型サービスの実施期間をいい、「平均利用者数」とは1月ごとの事業を利用する事業対象者及び継続利用要介護者の見込みの数の平均をいう。この場合において、平均利用者が5人を下回る場合の限度額の上限は、該当する限度額を5で除した数に平均利用者数（小数点以下2位を切捨て）を乗じた額とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 事前交付を受けた運営補助金については、実施期間終了後、実績により精算するものとする。

(交付の条件)

第10条 事業の実施に当たって、規則第4条第2項の規定により市長が付ける条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者本人ができることや関心のあることに選択的かつ主体的に取り組めるよう配慮し、利用者がその有する能力を最大限に活用できるようにすること。
- (2) 利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うことのないよう配慮して行うこと。
- (3) 地域包括支援センターが行う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに基づく利用者の介護予防の目標が達成できるようプログラムを提供すること。

- (4) 通所型サービスに従事する者に市が実施する研修を年1回以上受講させること。この場合において、市長は、研修の実施を市以外の者に委託することによって研修の実施に代えることができる。
- (5) 利用の中止、長期の欠席その他の利用者に状況の変化があったときは、速やかに、地域包括支援センター又は担当の介護支援専門員に連絡すること。
- (6) 通所型サービスを提供する前に体調確認を本人と行い、安全にプログラムが実施できるように配慮すること。
- (7) 発生する事故に備え、ボランティアや利用者を対象とした保険に加入するとともに、事故や体調の急変に備え緊急時対応マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図ること。
- (8) 利用者から利用料を徴収するときは、その額は、実施要綱別表通所型サービスの項の介護予防通所型Aサービスで規定された別に市長が定める単位数に1単位の単価を乗じた額の10分の1に相当する額を超えないものとする。
- (9) 食事を提供するときは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品衛生管理者となることができる人員を配置すること。
- (10) 茶菓子を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。
- (11) 各月の補助金の交付の対象となる事業の実績を当該月の翌月の末日（3月分にあつては、4月10日）までに介護予防・地域交流通いの場事業補助金月別実績報告書（別記様式）をもって市長に報告すること。
- (12) 次に掲げる帳簿等を当該団体等の所在地に備え付け、証拠書類とともに整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
 - ア 事業の実施に関し必要な事業記録簿及び金銭出納簿
 - イ 活動報告書、収支報告書等の事業の実施に係る記録
 - ウ 事業の実施により取得した備品に係る備品台帳
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (13) 民間家屋を借り上げるときは、その家屋の建築年度が昭和56年以後のものであること。ただし、耐震補強が行われた家屋にあつては、この限りでない。
- (14) その他市長が必要と認める条件
(事業の休止又は中止)

第10条の2 補助金の交付を受けた団体等は、事業の実施期間中に当該事業を休止し、又は中止する場合においても、規則第8条の規定の例により、実績を報告しなければならない。

(交付手続)

第11条 この要綱による補助金の交付手続は、規則の規定の例による。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。